○農林水産省
経済産業省告示第三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十二項の規定に基づき、農林水産省又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十八年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十八年八月十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
経済産業大臣　世耕　弘成

一　農林水産省から交付する特定補助金等

安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究に係る委託費
食料生産地域再生のための先端技術展開事業に係る委託費
食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト事業に係る委託費
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうちゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうち広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうち地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発事業に係る委託費
生産現場強化のための研究開発に係る委託費
次世代型陸上養殖の技術開発事業に係る委託費
ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業に係る委託費
資源評価精度向上のための次世代型計量魚群探知機の開発事業に係る委託費
赤潮・貧酸素水塊対策推進事業のうち人工衛星による赤潮・珪藻発生等の漁場環境観測・予測手法の開発に係る委託費
水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業に係る補助金
市場開拓に向けた取組を支える研究開発に係る委託費
放射能調査委託事業のうち「農林生産環境中における放射性核種の濃度変動の要因と動態の解明」に係る委託費
農林水産分野における気候変動対応のための研究開発に係る委託費
営農再開のための放射性物質対策技術の開発に係る委託費
環境ＩＴ技術を活用した新たな養殖技術開発事業に係る委託費

二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等

「知」の集積と活用の場による革新的技術創造促進事業に係る委託費

○経済産業省告示第二百十八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年度中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十八年八月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成二十八年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

アベノミクスの取組の下、企業収益は過去最高水準となり、就業者数は増加、また3年連続でベースアップの流れも広がりつつある中、雇用・所得環境は大きく改善しており、経済の好循環が回り始めている。

こうした中、中小企業・小規模事業者の景況は持ち直し基調の中にも弱い動きがみられ、業種や地域によってはアベノミクスの恩恵がまだ十分に行き渡っていない。特に地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、中小企業が相対的に厳しい状況にある。全国三百八十一万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、全国津々浦々の事業者に経済の好循環の波を行き届かせ、景気回復を実感させることが必要である。

このため、中小企業・小規模事業者の創意ある成長発展や生産性向上による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業・小規模事業者へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十八年度における中小企業・小規模事業者等に対する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する特定補助金等の法第三十二条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業・小規模事業者等向け支出目標

国等は、平成二十八年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業・小規模事業者等に対して支出する額が、約四百六十億円となるよう努めるものとする。

なお、平成二十七年度補正予算については、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」を含む約千五十三億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。

二　中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成二十八年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業・小規模事業者等への制度の周知、中小企業・小規模事業者等にとって分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

1　中小企業技術革新制度連絡会議及びＳＢＩＲ推進協議会の活用

国は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議及びＳＢＩＲ推進協議会を活用し、特定補助金等を有する省のみならず、その他関係する府省及び中小企業関係機関等との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

2　中小・ベンチャー企業を対象とする多段階選抜方式の導入の推進

国等は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等の研究開発事業への中小企業・小規模事業者等の参加機会の拡大を図る観点から、特定補助金等を複数の段階に分け、段階ごとに質の高い競争を行う多段階選抜方式による「戦略的情報通信研究開発推進事業」、「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ）」等を着実に実施する。また、国等は、平成二十七年に策定した「多段階選抜方式の導入に向けたガイドライン」を踏まえ、多段階選抜方式を導入した特定補助金等の一層の活用に努める。

3　特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア　国等は、特定補助金等の交付に関する情報を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「ＳＢＩＲ特設サイト」という。）より提供し、中小企業・小規模事業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようＳＢＩＲ特設サイトをリニューアルするとともに、中小企業・小規模事業者等が活用できる施策の情報や活用事例などを掲載して利便性の向上に努める。